

【富士市移住就業支援補助金 要件確認簡易フローチャート】

スタート

富士市に転入して1年以内である。

いいえ

はい

富士市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に住んでいた。又は、東京圏※1に住んでおり、東京23区内に通勤や通学※2をしていた。

いいえ

はい

※1 東京圏とは条件不利地域を除く埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のことをいいます。
※2 東京圏に在住し、東京23区内の大学に通学した後、東京23区内の企業に就職した場合、通学期間も加算できます。個人事業主が在宅テレワークで勤務していた期間は対象にならない場合があります。

富士市に住民票を移す直前に、連続して1年以上東京23区内に住んでいた。又は、東京圏に住んでおり、東京23区内に通勤や通学をしていた。

いいえ

はい

静岡県等の就職マッチングサイトに掲載されている中小企業等に就業した。

いいえ

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は、先導的人材マッチング事業を利用して就業した。

いいえ

静岡県の起業に係る補助金の交付決定を受けてから1年以内である。

いいえ

テレワークにより所属先企業の業務を、移住後も引き続き実施している。※3

いいえ

※3 ・令和7年3月31日以前の転入者の場合（週の大半をテレワークで勤務していること）
・令和7年4月1日以降の転入者の場合（原則として、恒常的に通勤しないであって、かつ勤務時間が週20時間以上であること）

移住後に本市の地域活動に積極的に関わる意思がある者で、申請時において、次の①、②の要件を全て満たす人

①移住前に本市と関わりがある人のうち、次の1～5のいずれかに該当する人

1. 親又は配偶者が、本市に1年以上継続して居住していること
2. 本人又は配偶者が、本市に1年以上居住していた経験があること
3. 市内の事業所で1年以上継続して勤務していた経験があること
4. 移住前5年間のうち、複数年本市へふるさと納税をしていること
5. 市が定める関係人口創出事業に、移住前5年以内に2回以上参加したことを書面で証明できること

②移住後に働く人のうち、次の1～5のいずれかに該当する人

1. 地域の担い手となる就業者（市内事業所で正規雇用された者、または、県内で農林水産業に継続的に従事し、その事業による収入を得られる者又はその見込みがある者）
2. 上記1以外の正規雇用者
3. 起業・創業者
4. 事業承継者
5. 兼業・副業者
6. 法人経営者
7. 3ヵ月以上の雇用期間のあるパート・アルバイト等の非正規雇用（ただし、中学校3年生までの子どもを扶養しているひとり親世帯、又は、家族の介護・看護、本人の障害・病気療養によって正規雇用者として就業することが困難な者に限る）

★令和7年4月1日以降の転入者は、下線部が要件として追加

はい

本補助金の対象となる可能性があります

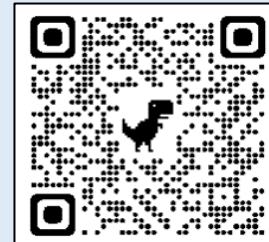
本補助金の対象外となる場合でも、他の補助金の対象となる場合があります。シティプロモーション課 移住定住推進室

（0545-55-2930）までお問い合わせください。

※本フローチャートの内容は、以下のフォームからご確認ください。

移住就業支援補助金の該当の有無

簡易フォーム



対象外

はい

移住前の要件

移住後の要件

※このフローチャートは簡易版であり、補助対象となることを保証するものではありません。

詳細は、必ず申請前にシティプロモーション課移住定住推進室（電話：0545-55-2930）までお問い合わせください。